

マイナンバー

番号カードを活用

今回は、通知開始時の注意点や、マイナンバー取得時の利用目的の通知について解説させていただきます。

前回は、通知開始時のために本人確認が求められるという点に、この本人確認の方法も厳格に決められており、そのマイナンバーの番号が正しい番号かどうかの確認①番号確認②と、その手続きを行っている者がその

さて、前回でも述べましたがマイナンバーを利用する事務は厳しく制限されており、①社会保障、②税、③災害対策の3つの分野に関する手続き書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、本人にマイナンバーの提供を求めることができず。その際には利用目的の明示とともに、

日、性別が記載され、口で受け取ります。裏面にマイナンバーが記載されます。そのため、裏面で「①番号確認」、表面で「②身元確認」が行えるようになっています。

年内は旅券などのチェックで対応

なお、この「個人番号カード」の申請書が住所や氏名などを印字した上で、平成27年10

原則として「①番号確認」を「通知カード」のみとなりそうです。マイナンバー記載の住民票で、「②身元確認」を「運転免許証」や「パスポート」などで行うようになっていきます。もっとも、マイナンバーの記載は平成28年1月以降となっていくものの事務のうち②の税分

生労働省(社会保障分野の個人番号利用事務の実施者)からこれらの基準は公表されていません。従って、①の社会保険分野における本人確認の仕方は原則通りの方が必要で、代理人となるため、①代理権、②代理人の身元確認、③本人の番号

厳格な本人確認方法

マイナンバーの正しい持ち主であることの確認②身元確認を行わなければならない。この①、②の2つを同時にやるのが「個人番号カード」です。

月以降に住民票の住所が変更されたが、この「個人番号カード」の発行は「希望者」の申請書に署名し、写真と捺印を添付の上、送付する。今年末の場

今年末の「①番号確認」は「通知カード」のみとなりそうです。マイナンバー記載の住民票で、「②身元確認」を「運転免許証」や「パスポート」などで行うようになっていきます。もっとも、マイナンバーの記載は平成28年1月以降となっていくものの事務のうち②の税分

野について国税庁(税務実務者)が「国税分野における番号法に基づく本人確認方法」を公表しています。ここに書かれた例示に従って本人確認をすることができず。しかし、①社会保障分野については、平成27年7月14日現在、厚

「個人番号カード」は、平成28年1月以降に発行されるカードで、表面に顔写真と氏名、住所、生年月日、性別が記載され、口で受け取ります。裏面にマイナンバーが記載されます。そのため、裏面で「①番号確認」、表面で「②身元確認」が行えるようになっています。

原則として「①番号確認」を「通知カード」のみとなりそうです。マイナンバー記載の住民票で、「②身元確認」を「運転免許証」や「パスポート」などで行うようになっていきます。もっとも、マイナンバーの記載は平成28年1月以降となっていくものの事務のうち②の税分

野について国税庁(税務実務者)が「国税分野における番号法に基づく本人確認方法」を公表しています。ここに書かれた例示に従って本人確認をすることができず。しかし、①社会保障分野については、平成27年7月14日現在、厚

野について国税庁(税務実務者)が「国税分野における番号法に基づく本人確認方法」を公表しています。ここに書かれた例示に従って本人確認をすることができず。しかし、①社会保障分野については、平成27年7月14日現在、厚

■マイナンバー取得の際の本人確認では、番号確認と身元確認を行います。

個人番号の確認		身元(実在)の確認	
通知カード	or	個人番号カード	or
住民票(番号付き)	or	運転免許証	or
パスポート	or	パスポート	or
※上記が困難な場合は、過去に本人確認の上で作成したファイルの確認	or	※上記が困難な場合は健康保険の被保険者証と年金手帳などの2以上の書類の提示 ※雇用関係にあるなど、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元(実在)確認書類は要しない	or

出典：内閣府・内閣府・特定個人情報保護委員会・総務省・国税庁・厚生労働省
「マイナンバー-社会保障・税番号制度民間事業者の対応」(平成27年5月版)